

—経営・労務管理のエキスパート—

事務所ニュース

労働保険事務組合
第一労務協会

京都市西京区嵐山宮ノ北町8番18

TEL. (075) 864-3336

FAX. (075) 864-3367

〒616-0025

社会保険労務士 光木事務所

ス ポ ッ ト

業績下方修正は不可避だが

「心配り」の評価で人心を鼓舞

大相撲の夏場所は、いわゆる技量審査場所という位置づけでした。興行として開催はしないけれど、勝敗は正式記録として扱われます。

夏場所の番付表は、問題力士の引退により空欄が目立ちました。スポーツの世界では、勝ち負けが数字として残るので、評価がしやすいといいます。

しかし、今回は大量の引退者が出ており、従来と勝手が違います。たとえば、ロボットのような仕切り動作が人気の高見盛関ですが、東前頭15枚目で7勝8敗という成績でした。普通なら両陥落の危機ですが、来場所の番付がどうなるか、素人には見当がつきません。

公正な評価を実施するには、具体的・客観的な指標の提示が必要だといいます。しかし、異常事態が発生すると、過去の指標はその拠り所を失います。

大震災の発生により、特に東日本を営業拠点とする企業は、業績予想の大幅な修正を余儀なくされました。たとえ、地震前の目標値を大きく下回ったとしても、困難な環境の下、経営維持に奮闘した従業員については、その努力を適正・公正に評価する必要があるでしょう。

経営者は、苦境に立ったときにこそ、人心の掌握力が問われます。配りの利いた論功行賞は、その重要な手段となります。しかし、これは

両刃の剣で、使用に当たっては細心の注意が求められます。上に立つ人間は、自己の権威を強調するため、往々にして「出る杭を厳しく叩く」式の人事発令を好みます。自己の命令を聞かない部下は、仮に好成績を上げたとしても、決して高く評価しないというスタンスです。

経営者にカリスマ性があれば、こうした態度は部下を震え上がらせ、綱紀粛正につながります。しかし、オーラに乏しい上司がむやみに権威を振るえば、部下から「器の小ささ」を笑われるだけの結果となります。さて、天災事変の異常事態の下、経営者の皆さんには、どのような姿勢で論功行賞に臨まるのでしょうか。

2011

7

最低賃金のチェック

知つて得する



賃金実務

賃金を最低賃金額未満で定める
と、「その部分は無効。最低賃金

額で契約したと同様とみなす」

（最賃法第4条第2項）と規定さ

れています。労使間で合意があつたとしても、差額を支払う義務が

生じます。

注意が必要なのは、最低賃金を

上回っているか否か、比較の対象

となるのは支払い賃金の全額では

ない点です。従業員に支払った総賃金を総労働時間数で割った値（時間当たり平均賃金）が最低賃金額を上回っていても、最賃法に違反するケースもあります。

次に掲げる賃金は、最低賃金の

使用者は、最低賃金額以上の賃金を支払う義務を負います。ギリギリの水準のパート社員等の場合、最低賃金を上回っているか否か、法律に照らして厳格に判断する必要があります。割増賃金や賞与は計算に含めないなど、最低賃金をチェックする基本的なルールを再確認しましょう。

比較対象となる賃金に含まれないと、「その部分は無効。最低賃金額で契約したと同様とみなす」

①臨時に支払われる賃金（結婚手

（最賃法第4条第2項）と規定さ

れています。労使間で合意があつたとしても、差額を支払う義務が

出来高制にも適用あり

当など）

②1ヵ月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）

③所定時間外労働に支払われる賃金

④所定労働日以外の日に支払われる賃金

⑤深夜（午後10時～翌日午前5時）労働に支払われる賃金のうち割増賃金分（25%）
⑥精皆勤手当、通勤手当、家族手当

パートに対しても、夏冬に「気持ばかりの」一時金を支払う会社もありますが、「そうしたお金を持て平均すれば、最賃額をクリアする」という言い訳は通用しません。月例の所定時間内に支払う単価を基準として、最賃額を上回っているかどうかチェックする必要があります。時給表示の最賃の場合、前記の除外賃金を除き、次の算式の条件を満たす必要があります。

現在、最賃額は時給で定めるのが基本となっています。ただし、特定（産業別）最賃の一部に経過措置で日額表示が残っています。時給表示の最賃の場合、前記の除外賃金を除き、次の算式の条件を満たす必要があります。

より定められた賃金は、出来高給等の総額を、総労働時間で除して（最賃法施行規則第2条第1項第5号）、時間単価を計算します。

業種によっては、月例賃金の相当部分が出来高給という会社もあります。この場合、固定給だけではなく、出来高給等も含めて最賃法の基準を満たしていれば、差し支えありません。「出来高払制等に要注意です。

間給者は賃金体系もシンプルなので、その場合、比較はそれほど難しくありません。ただし、精皆勤・通勤手当等を除く点には注意が必要です。深夜勤務者に「深夜割増込」で時給を支払っているときも、